

上総伊南通往還について

山本 光正

はじめに

- 一 伊南通往還の概要
 - 二 伊南通往還における物資の流通
 - 三 伊南通往還における人馬継立
 - (一) 伊南通往還の公用通行
 - (二) 潤井戸村における人馬の継立
 - (三) 鷹場関係役人の通行
- おわりに

はじめに

下総の南部から上総一帯にかけては、内房と外房を結ぶ街道が重要な役割を果たした地域である。

この地域は内房と外房の村々が相互に依存しあっていた地域とい

うことができる。たとえば物資の流通面から見ると、土気往還を中心として大網の周辺地域と内房の登戸や寒川は一つのグループとして把えることができる。大網周辺の村々はそれぞれ内房方面の河岸と提携が結ばれており、外房方面の物資は陸路内房に運ばれ、内房から海上江戸へ向ったのである。

本稿で取り上げた伊南通往還も同様で、市原・長柄・埴生・山辺・夷隅の諸郡は内房の八幡・浜野・曾我野の河岸へ物資を運んでおり、あえていうならば伊南往還グループを形成している。

このように内房から外房、または房総半島内部を結ぶ街道を中心としたグループが形成されたのは木更津―久留里往還辺りまでと考えられる。この地域より南部は山岳地帯であると同時に、外房方面の諸村は外房沿岸の港から直接物資を積み込んで海路江戸に向ったためである。⁽¹⁾

以上のことを前提として、本稿では伊南通往還における物資の流通と人馬の継立組織について述べてみたい。

なお本稿において外房というときは漠然と房総半島の太平洋岸を指し、東上総という時は大網・茂原・一宮方面を中心とした地域を指すことをお断りしておく。

一 伊南通往還の概要

本稿において取り上げる内房と外房を結ぶ街道は、房総往還の浜野村及び八幡村と茂原村を結ぶ街道で、茂原方面ではこの街道を伊南通往還または伊南房州通往還と呼び、六地藏村辺りでは東浜往還と呼んでいた。

安永期に茂原村と高師村は継立権をめぐる紛争を展開しているが、その時の訴状に伊南通往還・伊南房州通往還の名称が次のように記されている。

(安永三年(一七七四)五月の高師村の訴状)⁽²⁾

一 訴訟人七郎右衛門・平吉申上候、当村之儀者伊南通往還継場ニ而(以下略)

(同年六月頃の高師村の訴状)⁽³⁾

一 当村之儀者伊南房州通往還継場ニ而(以下略)

茂原と高師村における継立・積荷をめぐる紛争は貞享年間にも行われているが、その時の訴状には特定の街道名は記されておらず、次のように街道の区間が記されている。

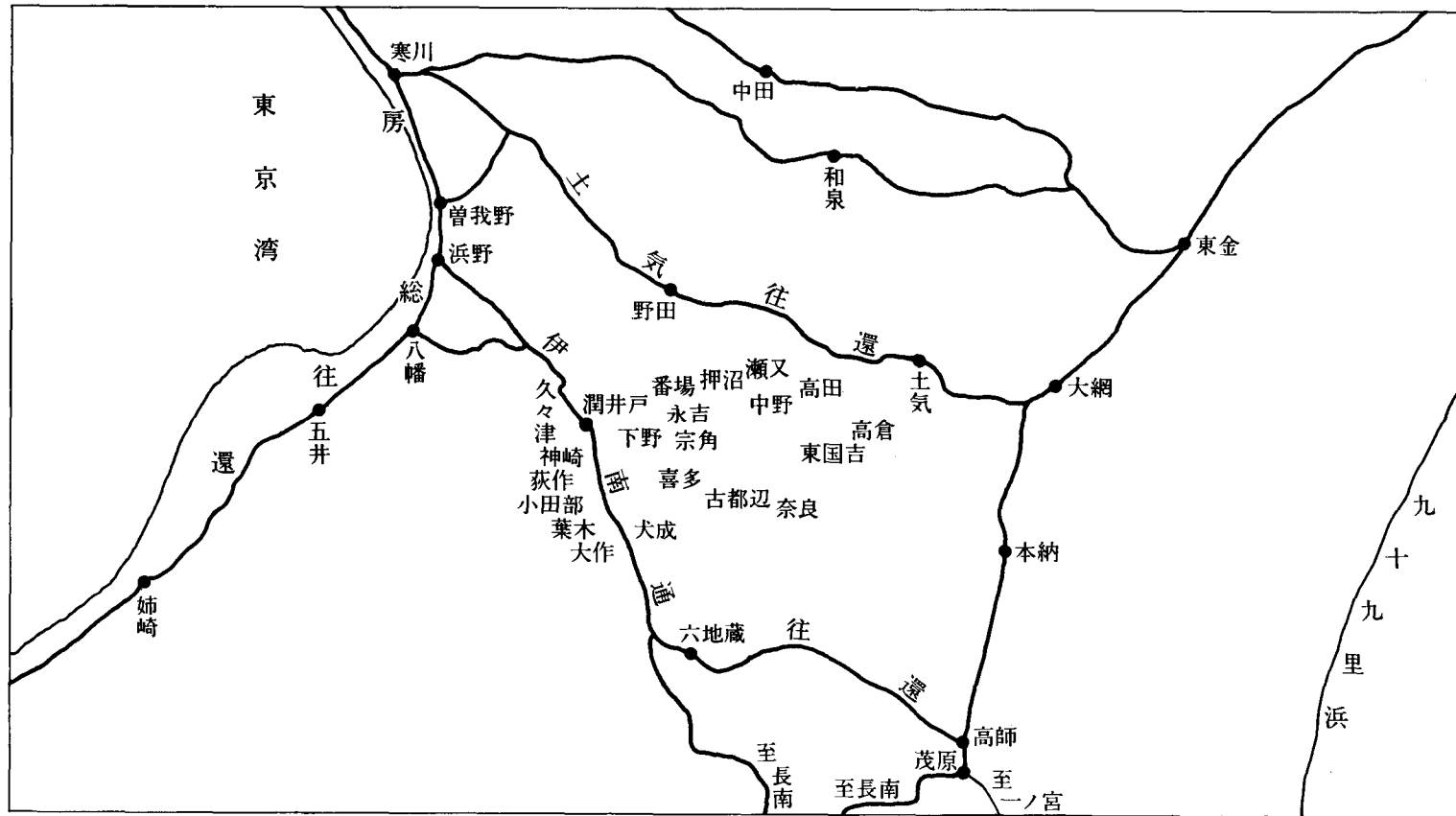
(貞享元年(一六八四)六月の高師村の訴状)⁽⁴⁾

一 江戸より東上総伊南領其外江之高師村者往還海道ニ紛無御座候、西之方へ六地藏村江式里余、東へ市之宮村江式里之場、先規り駄賃伝馬諸商人等荷物馬継来申候段無紛偽無御座候、(以下略)

貞享年間の訴状には特定の街道名は記されていないが、街道沿の人々は街道に名称を付けて呼んでいたであろう。前掲の史料により、浜野・八幡村方面から茂原村に達する街道はさらに東上総・伊南方面に通じていたため、伊南通往還の名称が付けられていたことがわかる。この街道はさらに安房方面に達しているが、房州方面を意識した場合は伊南房州通往還と呼んだのであろう。

伊南とは伊南荘の地域が、近世には伊南領の名で慣習として呼び習わされていたと考えられるが、『角川日本地名大辞典』⁽⁵⁾によれば、「上総国夷濶郡が平安末期に南北に解体して伊南郡が成立し、それが荘園化したもの。」とあるが、具体的な地域については触れていない。いずれにせよここでは東上総海岸沿の夷隅地方ととりあえず解釈しておくことにする。

東浜往還については『長柄町史』⁽⁶⁾に、「享和元年(一八〇一)の



伊南通往還

助郷出入の一件帳に、六地藏村問屋弥平次なる者が、「当村之儀は、東浜往還中継場にて……」御城米や私領年貢米の継送りだけでなく、売荷の輸送もきわめて頻繁である、と述べている。一宮方面から茂原―六地藏―潤井戸―浜野へ通じる道は、房総東浜往還と唱え、東上総の貨物の輸送や人の往来でにぎわっていたことを示している。(中略) この街道を、地元の人々は茂原道あるいは江戸街道ともいい、道幅は二間一尺であったと古老は語っている。」と記されているが、原史料では東浜往還とあるものが、史料をもとにした記述には房総東浜往還とあるのは町史執筆の便宜のためであろうか。ここでは六地藏村方面では東浜往還と呼んでいたと解釈しておく。古老の話にもあるように、一般には茂原道・江戸街道と呼んでいたが、これでは余りにも漠然とした名称であるため、文書などに記すときは伊南通・伊南房州通・東浜往還などと記したのである。

この街道の中心的な役割を果たしていた地域は茂原・高師の両村であったので、本稿では伊南通往還と呼ぶこととする。

伊南通往還は房総往還の浜野村から分岐し、古市場村から尾無までは村田川に沿って進み潤井戸村に達する。潤井戸村からは土気往還に通じる道が分岐しているが、この外にも伊南通往還と土気往還を結ぶ道が幾条か通じている。一方房総往還の八幡村からの道は、古市場と潤井戸のおよそ中間にあたる大厩新田辺りで浜野からの道

と合流する。

潤井戸村を過ぎる辺りから道は山間(山といっても標高一〇〇メートル前後)を通るようになり、追分に至る。ここは長南に至る街道が分岐しており、『長柄町史』⁽⁷⁾によればこの街道は大多喜往還または房総中往還と称していた。但し大多喜―勝浦間は悪路であったという。

追分からは六地藏村・鼠坂を経て高師・茂原へ達する。総延長は約二五・七キロメートル程である。この間に存在する継場は浜野村・八幡村・潤井戸村・六地藏村・高師村・茂原村で、これらの継場のうち高師・茂原両村は至近距離にあり、継場の権利をめぐって貞享年間と安永年間に訴訟を展開しているが、両村とも継場としての地位を確立しているため、幕府もいずれか一方にのみ継場の権利を認めることができず、安永期の訴訟の際幕府は両村に問屋の名称を使用することを禁じ、「荷宿」と心得るように命じている。⁽⁸⁾ 実質的には継場として公用人馬提出の義務は果さなければならなかったわけである。

継場間の距離は浜野村―潤井戸村間及び八幡村―潤井戸村間が約七・四キロメートル、潤井戸村―六地藏村間が約七・八キロメートル、六地藏村―茂原村間が約一〇・五キロメートルである。

伊南通往還は現在県道浜野・茂原線として、国道一六号線と茂原

方面を結ぶ交通路として利用されている。

二 伊南通往還における物資の流通

外房一帯は自然条件から、海運により物資を江戸に運び出すことは困難であったといわれている。また外房より船を仕立てて物資を運び出すことのできる地域であっても、大量の物資がなければ採算が合わなかったようである。このため外房方面の物資は内房へ陸送され、そこから江戸内湾を海路江戸に向けて運ばれたわけである。

弘化年間より嘉永年間にかけて、潤井戸村・六地藏村と八幡村は物資の運送をめぐって対立をしているが、嘉永四年（一八五二）一月に八幡村が岩本大隅守に提出した願書は、伊南通往還を中心とした地方の流通機構をよく示しているので、長文にわたるが次に引用しておく。

乍恐以書付奉願上候⁽⁹⁾

上総国市原郡八幡村役人小前惣代組頭儀兵衛申上候、当村之儀者、御料所并外七給人会、家数四百軒余有之、同国西海岸附近、往古より五大力与唱ひ候船株、御代官并給々地頭所江永納之分、当時式拾八艘、猶川船御役所江永納之船四艘有之、右廿八艘之船永者村高ニ結び、千式百四拾石余之御收納相納候共、砂

目野向之悪地ニ而、年増荒地出来、耕作地少く人数多く、百姓共銘々聊之持高、諸作取実茂薄く、農業而已ニ而者相統難相成、同国村々諸御屋敷様方江上納之御飯米、又者東海岸字九十九里、或者房州筋産物并長柄・埴生・山辺・市原・夷隅五郡之内、山方者炭薪材木菓^(7,8)もの、野方・里方者穀物・野菜、都而御府内江売捌候品々を引請、運送之辰船者□浜方漁用之品々并五郡村々農用之諸色御府内積帰り、右船主之外水主揖取房事役共村内小高之もの共乗組、又者荷物積込之軽子、船下水揚等をも相稼、猶右都鄙両方之諸品売買交易之商いをもいたし、多人数漸相統罷在、加之当村者房総諸道咽道之駅宿ニ而、両国諸御城御陣屋、又者海岸御備場等江御通行之御武家御役人様方、諸社人とも、東南者五井駅・牛久駅・今富村、西北者浜野駅・野田駅等之口々江往返継分ケ候場所柄ニ候故、自然与他駅ニ御休泊相嵩、御伝馬茂別而繁々勤役仕来候得共、右之通野土之鹿田小高船稼之もの共ニ候故、馬飼養方差支、村役人又者可成相暮し候もの共、一村漸拾正余ならず者無之、御伝馬不足、且先年ニ隣村助郷村有之候而茂、何れも野方困窮之村々、其上遠場茂有之、御通行ニ差掛り触当候而者、其場中ニ間ニ合不申、往古より朝之内村々之馬当村問屋場江詰合、御先触往返人馬員数相分り、自村助郷割附相済候後、不用ニ相成候馬者、前書

船上ケ之江戸荷物、長柄郡茂原村・高師村江為附送、猶東浜方
 又者村々諸産物銘々荷主共々当八幡村江之送状相添、右茂原・
 高師之荷宿共江送り越候諸荷物引請為附帰、当村者右荷物船往
 返并売買交易之余潤を以、繁茂之御休泊又者諸口々御用(荷力)繼、
 夜中急人馬等相賄い、助郷者右駄賃之稼を以御伝馬勤役之助成
 ニいたし、難洪困窮之旨村助郷相互ニ相統仕候儀ニ御座候、然
 ル処市原郡潤井戸村者、往古々私共村方与茂原・高師之荷物往
 返江者聊も拘り(無力)之、尤私共村方西統北浜野村・曾我野村ニも江
 戸往返之船有之、是亦市原・長柄・埴生・山辺・夷隅之諸郡村
 々々、右式ケ村船場江継送りニ相成候諸産物并江戸揚ケ之諸品、右
 潤井戸ニ而中継いたし来り、且長柄郡六地藏村者、私共村方与茂
 原・高師往返之荷物馬疋々往返共口錢四文宛取来り、猶潤井
 戸往返茂同様口錢有之、多分之金高余潤ニ相成候儀ニ而、高師・
 茂原・六地藏・潤井戸并当八幡村、又者右五ヶ村江之助郷村々其
 余最寄数百ヶ村とも、一同往古々は迄相互ニ無差支稼仕来候処、
(弘化四年カ)
 去々末年々潤井戸村・六地藏村之もの共新規之私欲を差含、高
 師・茂原与私共村方荷物往返附通し江差障り、右三ヶ村荷宿共
 相手取、久須見佐渡守様御勤役中奉出訴候趣、私共儀茂承知奉
 驚入候、乍併前書之通当八幡村御休泊諸継立過当之勤務、右諸
 荷物往返又者商ひ之余潤ニ而無難ニ相統、都而旧年々仕来之趣荷

宿方々為申上候へ、訴訟方式ケ村新規不相当之望与相分り、
 出入早速落着可仕与存罷在候処、追々御吟味中引合村々を茂被
 召出、猶御吟味之上高師・茂原・八幡荷物往返旧例仕来、又者
 道程遠近弁利不便利之事実相分り、厚御理解被成下候而茂、訴
 訟方之もの共我意を張り濟方不仕、追々長引候趣私共村方ニ而
 相手与被名差候喜右衛門外三人々致承知、村役人共一同心痛罷
 在候折柄、去々西四月中、(嘉永二年)是迄茂原・高師両村々六地藏村江継
 立来候御料所并諸家様方御上来六地藏・潤井戸江之助成与して、
 茂原・高師ニ而引請、私共村方江直送い、たし候趣意を以熟談可
 致旨被 仰出、御請書も差上候趣猶喜右衛門外三人申ニ付、早
 速内済可行届儀与安心罷在候中、御訴訟方之もの共猶亦我意を
 張り候哉、落着不仕追々奉掛御苦勞候段、私共ニおゐても恐入
 歎ケ敷奉存候処、(嘉永三年)去戊二月中訴答一与先帰村被仰付、猶論中ニ
 候而茂、請荷物之儀者是迄之通往返可為致旨被仰渡候趣茂奉承
 知、廉明之御沙汰
 御仁恵之御儀与難有往返相稼、当八幡村者勿論、茂原・高師兩
 村并最寄村々一同安心相統仕候内、当亥八月申潤井戸村・六地
 蔵村之もの共如何相心得候哉、右往返荷物理不尽ニ差留、剩右
 混雜ニ事寄せ、何等之儀申立候哉、此節猶亦訴答被召出、御吟
 味御座候様相成候趣承知仕驚入奉恐入、右者訴訟方之もの共不

稔成仕成ニ而、此上方一異変之儀も有之、仕来之荷物往返差支之儀等有之候而者、当八幡村者駅宿諸御伝馬勤続相成兼、数ヶ村百姓共者日々相続ニも拘り難儀無此上、殊ニ此度之出入者、右之通多勢永久之興廢ニ差響候儀故、仮令相手与被名差候とも、荷宿共而已江相任可置筋ニ無之候間、乍恐加り御訴訟も可願上与奉存候折柄、此度荷宿共諸荷物之内、六地藏村・潤井戸村江内分ヶ中継為致候趣意を以扱人差出内落取結候趣申ニ付、驚入篤与及相談候処、近年房総東浜方荷主共運賃省略之ため、大漁之節者産物東海外廻シニいたし、平常之漁産而已西海岸木更津村・奈良輪村・姉ヶ崎村・五井村并下総国浜野村・曾我野村・寒川村・登戸村等、数ヶ所之船場荷請宿有之、荷物送来候間、何卒何分荷数少く、猶諸郡村々諸産物茂、右数ヶ所之船場江振分ヶ来り候儀ニ付、引請諸荷物江戸江之運送日数不相掛、運賃下直ニ荷品も不痛様心附精々いたし候義ニ無之候而者、荷主共荷物不送越、然ルニ当八幡村ニおゐて者、前書之通り村方ニ相結候船有之、其上悪地之村柄格外之多人数、右往返船稼等閑候而者、相統難相成候ニ付、運送日数運賃省略之儀別而厚心掛ヶ、荷物引請渡世用弁利ニ相成候様いたし候故、自然与荷主共荷物差向ヶ越し候儀之処、当村向ヶ之分を此度之出入ニ付、荷宿共勝手ニ六地藏・潤井戸江分ヶ為継候様相成候而者、荷物通行時日相

紛れ、猶荷痛も出来駄賃錢も相嵩、荷主不便利金子融通ニ拘り候儀眼前ニ候故、是迄当八幡村江出しま候者、荷物荷主共追々他方之船場江振向ヶ、直附通し可致儀必定ニ而、当村ニおゐて厚く心掛ヶ、日数運賃省略之精々仕候甲斐無詮ニ成行、仕来之船稼并助郷村々相続之駄賃稼江悉く相響、前書船永上納御休泊□
 賄御伝馬勤続ニ拘り、必至難儀ニ可陥儀眼前ニ候迎、此節頻りに自村助郷多勢之小前心痛騒立、早々村役人共罷出奉歎願具候様日々申聞、殊ニ此度之出入全躰之趣意荷宿共而已江可相任置筋ニ無之儀与奉存候間、乍恐加り御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲私共儀も相手方江御差加被成下置、前文之趣御吟味之上諸荷物往返交易之余潤ニ而駅場難儀之当村困窮之助郷漸相続之訳□六地藏村者多分之口錢請取、潤井戸村者聊之駅場ニ在、浜野・曾我野式ヶ所之諸荷物往返継稼、是迄数年差支無之儀共被為遊御賢察、両村新規勝手儘之望相止り候様、被仰付被成下置度奉願上候、以上、

岩田鞆三郎御代官所

岩本大隅守
松本重郎兵衛

河野对馬守
水野石見守

永井鉄弥
村上八十郎

佐野長十郎
上総国市原郡八幡村

役人小前惣代

知行所

嘉永四亥年十月

御奉行所様

前書之通 一色丹後守様江御訴訟申上度奉存候間、何卒以御慈悲御差出被成下度奉願上候、以上、

御知行所

右 八幡村

組頭

亥十月

右 長十郎知行分

同村

組頭

差添人 小次郎

岩本大隅守様

御役人中様

長文の願書なので、まず願書の大意についてみよう。当時伊南通往還における物資の継立は、市原郡及び周辺各郡から浜野・曾我野に運ばれる物資や、江戸から浜野・曾我野を経て市原郡等に運ばれる物資は潤井戸村において中継を行った。また茂原・高師方面から八幡に運ばれる物資や、八幡から茂原・高師方面に運ばれる物資は六地藏村において中継を行っていた。しかし実際には八幡・茂原・

高師の場合、六地藏村に対し行き帰り共に馬一疋に付口銭四文を支払って付通しを行っていた。さらに願書中に潤井戸村も口銭が多分になるとあることから、浜野・曾我野及び両村へ物資を運ぶ村々も潤井戸村に口銭を支払い付通しを行っていたことが判る。

ところが弘化四年（一八四七）潤井戸・六地藏の両村は付通しに差障りがあるとして、八幡・高師・茂原三か村の荷宿を相手に勘定奉行久須見佐渡守に訴えを起した。訴訟は長引き、嘉永二年（一八四九）四月には双方熟談を命じられるが不調に終り、翌年二月には継立はとりあえず従来通りとし一先帰村を命じられている。

八幡・茂原・高師の三か村は帰村を命じられたということは事実上訴訟の打ち切りと受け止めたらしく、これで従来通り物資運送を続けることができると安堵している。これに対し潤井戸・六地藏両村は嘉永四年八月往返の荷物を差止めてしまった。さらに八幡側が差止めについての対応策を講じていたところに、潤井戸・六地藏の両村は諸荷物を両村で振り分けて中継をすることで内済を結びたいと、扱人を通して申入れてきている。

しかしこの方法では物資の迅速な運搬ができなくなり、手違いも生じてしまい、取り返しのことになってしまうため、この上は訴訟の相手方、つまり八幡村も被告側に加わりたいと願い出たのである。

以上が願書の大意であるが、これまで訴訟の八幡村側の相手は荷宿という個人であったが、八幡村の総意としての訴訟に持ち込もうとしたわけである。

訴訟の顛末は不明であるが、この願書は伊南通往還における継立組織、さらに上総地方のかなり広範にわたる地域の流通をよく示すものである。

それでは次にこの願書をもとに当地方の流通システムをみてみよう。先の訴訟経過概要と若干重複する部分もあるが、行論の関係上あえてこれを省略はしない。

下総国から上総国の木更津辺りまでの西海岸の河岸は、房総半島内陸部（適切な表現ではないかもしれないが、とりあえずこう表現する。）や外房方面の物資の出荷地、または江戸からの物資を外房方面へ陸送する拠点であった。

内房の河岸から江戸に向けて運ばれる物資は、願書によれば曾我野村・浜野村・八幡村の場合は、上総国諸村より領主へ上納する飯米、東海岸・九十九里・房州筋の産物、長柄・埴生・山辺・市原・夷隅各郡の内山方は薪炭・材木、里方は穀物や野菜などであった。輸送物資の種類は曾我野・浜野・八幡の三か村に限ったことではなく、内房沿の河岸一般にいえることであろう。なお願書には直接記載されていないが、魚類特に干鰯が内房の河岸へ大量に輸送されて

いる。

江戸へ物資を運んだ船は、帰路は農用、浜方用の諸品を運んで、これを東上総方面へ陸送した。一方内房沿の河岸は、農漁村での生産物や、江戸からの商品の交易の場としての機能も果たしたのである。

流通システムを下総南部から上総にかけてみると、下総の登戸村・寒川村・曾我野村・浜野村、上総の八幡村・五井村・姉崎村・奈良輪村・木更津村などの河岸にはそれぞれ数か所の船場荷請宿があり、外房の村々または流通のセンターともなるべき所と提携が結ばれており、物資はスムーズに内房の河岸へ運ばれていた。

八幡村の場合茂原・高師が主たる取引相手で、東浜及び東上総の村々は八幡や浜野村などへの送り状を添えて、茂原又は高師の荷宿へ物資を送ると、あとはすべて荷宿側が責任を持って江戸までの手筈を調えたのである。つまり茂原・高師は東上総における物資の大集荷地としての役割を果たしていたわけである。

物資運送に実際に従事したのは、八幡村の場合助合村の農民達であった。助合諸村は急な公用通行に備え、毎日朝から八幡村の間屋場に詰めるのが慣例であったが、公用通行に必要な人馬の割り振りが終わった後、不用になった人馬は江戸から到着した物資を茂原・高師方面に運送し、帰途茂原・高師に集荷された物資を八幡村まで運

んだ。すなわち八幡村民は海上運送関係業務により現金収入を得、八幡村の助合村は物資の陸送によって収入を得ていたわけである。

八幡と茂原・高師間の継場は前述したように、潤井戸村と六地藏村の二か所であったが、八幡と茂原・高師及び東上総方面との通行の時は六地藏村において中継をし、曾我野・浜野と同地方間るときは潤井戸村において中継するのが原則であったが、そのほとんどは中継をせず口銭によって付通しをしていたようである。八幡と茂原・高師及び東上総方面の場合、往返共馬一疋につき口銭四文を支払っている。但し願書の文面からみると口銭支払いによる付通しは八幡の場合、八幡と茂原・高師間の通行の場合のみとも受け取れるのである。

いずれにせよ口銭による付通しは行われていたわけであるが、付通しが成立した事情を示す証書類は残っていないようである。実際このような訴訟が生じた場合、証拠として付通しが成立した事情を記すのが常套手段であるが、事情を記さないのは珍しい例といえよう。

以上のように房総（ここでは下総南部から上総にかけてを指すが）における物資の流通は外房―内房の河岸―江戸というコースで展開したわけである。しかし近世後期に至ると東浜方の荷主達も江戸への運送費を低く押えるため、大漁の時は船運により江戸まで物

資を運ぶようになり、平常の漁獲量の時のみ内房西海岸へ運ぶようになってきたため、流通ルートの変化が生じたのである。願書によれば東浜から江戸へ直接廻漕することを「東海外廻し」と呼んでいる。

東上総諸村は西上総及び下総南部の内房沿の河岸へ物資を陸送していたわけであるが、東上総から河岸までの流通に関する具体的事例をいくつか示しておこう。

東上総諸村が茂原や高師の荷宿に物資輸送を託す場合、願書にもあったように、荷宿に荷物と同時に送り状を発行したが、その内容は次のようなものである。

送り状⁽¹⁰⁾

一当西ノ御年貢米拾俵、内式俵糯米津出し仕候、右者江戸麴町四丁目谷曲淵源太郎様御屋敷迄□□滞早々送り届ケ可被下候、駄賃銭貳貫八拾文相添差遣し候、御改御受取可被成候、乍御世話頼入候、以上、

上総国中原村
名主 四郎右衛門

西八月廿九日

高師村 伝 兵 衛殿
八幡村 小 兵 衛殿

この送り状は中原村（現岬町）が高師村の荷宿及び八幡村に宛て

たもので、輸送委託品目は年貢米二〇俵、その運賃は二貫八〇文と
なっている。この運賃は「駄賃錢」とあることから、陸送の運賃で
あって、船積賃は別途であったのであろうか。同じく中原村が高師
村の伝兵衛と六地藏村・潤井戸村・浜野村に出した送り状⁽¹¹⁾(年月日
不明)によると、米三〇俵につき駄賃錢三貫文を支払っている。こ
の送り状の宛先は荷宿の高師村と河岸の浜野村以外に、六地藏村と
潤井戸村にも宛てている。先の願書によれば、中継を實際にしたと
しても潤井戸村だけで、送り先が浜野村であれば、六地藏村を宛先に
加える必要はない筈であるが、慣例として記していたとも思われる。

こうした送り状に対して荷宿側は請負証文を発行するが、『茂原
市史料』には浜野村が発行した請負証文が収録されている。

御年貢運送請負証文之事⁽¹²⁾

一坪内源五郎様御知行所猿袋村御年貢積宿之儀、此度私共江御屋
敷様被仰付、難有御請負申上候処実正御座候、津出シ次第相
改受取之、早々御廻米大切ニ可仕候、

一万一破舟荷打濡米流失等之儀者、浦井定法有之候間、任定例各
々江御苦勞相懸不申、埒明可申候、何ニ而も御米之儀ニ付間違等
御座候ハ、加判之者引受、急度御勘定相立可申候、其節ニ至
御訴訟之間舖義申上間敷候、尤運送米之儀者、御定通御年貢御
津出之内ニ而可申請候事、尚又江戸廻之節、切米等御座候共、

一切御苦勞相懸不申弁納可仕候、

右之通相定御受申処相違無御座候、私共運送仕候内者、何ヶ年ニ而
も此証文を御用可被成候、為後日御受申証文加印仍而如件、

文化六巳九月

下総国千葉郡浜野村

運送宿

武兵衛

同郡同村親類

八重良

猿袋村
名主縫右衛門殿

この請負証文は浜野村の運送宿武兵衛が猿袋村の名主に宛てて出
したもので、本請負証文によれば、従来猿袋村は浜野村以外の業
者、または浜野村でも他の業者が年貢米輸送を依頼していたよう
である。この年より浜野村の武兵衛が猿袋村の年貢米輸送を請負うよ
うになったわけであるが、請負証文は毎年発行されるものではな
く、猿袋村が他の業者に変更しない限り、この請負証文が効力を持
った。

以上のように時代により物資運送についての手続等については変
化のあったものの、基本的には東上総の流通の拠点となる村一茂
原・高師一に物資が集荷され、ここから物資は内房の河岸に向けて
運ばれている。茂原・高師または物資運送を依頼した村と、内房沿
の河岸の特定の業者と海上輸送に関する契約が結ばれており、その

表1 中野村より潤井戸村へ提出した人馬一覧

年 月 日	通 行 者	馬 役	人 足	備 考	
文政9年1月18日	加納遠江守(久傳)	3名	4名	この年3月伊勢八田より上総一宮藩へ	
3月12日	加納家役人	1	4	大多喜藩	
3月16日	阿部様(正義)	2	4		
3月27日	茂原大坊		3		
4月23日	松平織部正	2	3		
5月?日	加納家役人		3		
6月9日	大岡主膳正 松平織部正	1	2		
7月17日	加納遠江守 長持		3		
7月19日	加納様	1	4		蠟燭1丁 小宰領1名
8月13日	大岡主膳正役人		3		岩槻藩
9月13日	中野台村水論出役人		3		
10月20日	大岡主膳正 上杉弾正大弼 } 家臣	2	2		
11月27日	脇坂氏家臣	2	2		
12月26日	茂原山如光寺 松平上野介 松平備中守 }	3	2		

市原市中野 填善雄家所蔵文書「蔵番帳」による。

業者により海路江戸まで物資が運ばれたわけである。

しかし東上総方面において大量の漁獲物があつた時などは、東上総より船を仕立てて直接江戸へ運送するようになってきている。また物資の陸送に従事したのは助合人馬を負担した人々であつた。

三 伊南通往還における人馬継立

(一) 伊南通往還の公用通行

伊南通往還が上総国内においてどのような機能を果していたかについて、街道を往来した公用通行者や、物資の運送を中心としてみてみたい。但し公用通行及びそれに準ずる通行は継場の組織とも大きく関ってくるので、ここではどのような公用通行があつたかを記すに留め、公用通行処理についての方法や負担は別項で述べることにした。

伊南通往還を通行した公用旅行者は参勤の諸大名及び家臣、鷹場関係役人、上総に領知を有する旗本、大寺の僧侶などである。通行の数量を具体的に中野村の明和九年(安永元年・一七七二)八月の「月番帳」¹³⁾によってみてみよう。「月番帳」は諸役の負担について記したものであるが、中野村は継場である潤井戸村の宿組合―助合村―であつたため、「月番帳」には潤井戸へ提出した助合人馬を「潤

井戸役」として記帳している。明和九年の「月番帳」は虫害甚しきためすべての文字を判読し難いため、図表化はせず、要点のみを記すことにする。

明和九年における公用通行件数はおよそ四五件程で、通行量の多かったのは一〇月と十一月で両月とも一〇件を超えている。このうち大多喜藩主の阿部氏及びその家臣の通行が六件、岩槻藩大岡氏の家臣の通行が五件となっている。大岡氏は宝暦元年（一七五一）忠光の時勝浦藩主となり、同六年には岩槻藩主に転じるが、勝浦方面の所領はそのままであったため、年貢その他の連絡などのため、度々大岡氏の家臣が通行したものであろう。また大岡氏は領内産業振興のために、オランダ渡来の木綿種の試植をしたりしているので、家臣の領内への通行もより頻繁であったのだらう⁽¹⁴⁾。

次に文政九年（一八二六）の「歳番帳」⁽¹⁵⁾により、伊南通往還の通行の様子をみてみよう。「歳番帳」の内容は先に説明した「月番帳」と同じ内容のものである。表1は文政九年の潤井戸役をまとめたものであるが、これによると、公用通行総件数は一八件で、このうち一宮藩加納氏及びその家臣の通行が五件を占めているが、加納氏は文政九年の三月に伊勢八田より一宮に移っているため、特にこの年の通行が多かったのであろう。

以上の通行に対する中野村の一年間の負担は馬役一五名、人足役

三七名で、七月一九日の加納氏通行の際はこの外に宰領一名を派遣している。参考までにその時の記述を次に掲げておく。

〔文政九年七月
同十九日〕

一加納様 次郎左衛門
忠 八

御通行 藤 八

蠟燭寺丁 小右衛門

市五郎

宰領 和吉 馬

蠟燭寺丁が何を意味するのかは判らないが、他の通行には記録されていない。

関東農村において公用通行のなかでも最も負担の大きい通行の一つが鷹場関係役人の通行である。「歳番帳」には鷹場関係役人の通行については、次のように別途に記されている。

御鷹匠役始 次郎左衛門
八月七日 忠 八

宰領 和吉

八月七日□□	御鷹式居	御宿	宰領	惣	吉
風間繁八様	柳川甚八様	岩佐源助様	柳川□□様	嘉左衛門	番場村賄
				中野村賄	
				市五郎	
				庄左衛門	
				七左衛門	馬
				小右衛門	
				友八	
				忠八	
				治郎左衛門	
				忠兵衛	
				権二郎	
				七左衛門	
				政右衛門	
				小右衛門	
				藤八	

鷹場関係役人のために費した日数は都合四日に及び、人足役は都合一四名、馬役一名、宰領二名の負担になっている。この時の宿泊経費は番場村と中野村で負担をしており、番場村が一貫七六二文、中野村が四貫八五文であった。

以上のことから、伊南通往還における公用及びそれに準じる通行は、大多喜藩及び勝浦藩・一宮藩（両藩は近世を通じてではないが）と、東上総方面に知行地を有する旗本、僧侶等であった。この外に農民の大きな負担となる鷹匠の通行・休泊があったわけである。

(二) 潤井戸村における人馬の継立

伊南通往還は内房と外房の間に潤井戸村及び六地藏村の二か所の継立場を有していたが、ここでは潤井戸村を中心とした人馬の継立がどのように行われていたかをみてみたい。

潤井戸村も他の継立場と同様に助合村との間に継立人馬の提出等をめぐって紛争を展開しているが、継立の実態を示す史料は少なく、しかも継立場であった潤井戸からは史料が確認されておらず、助合村であった中野村に若干残されている程度である。そのうち天保一三年（一八四二）八月の済口証文¹⁶により、継立の組織をみてみよう。

表2 潤井戸村組合一覧

村名	石高	支配
潤井戸村	476石5斗1升3合	阿部駿河守 森弥五郎
押沼村	224石1斗1升1合	筒井左膳
宗角村	101石1斗4升3合	富永六左衛門
永吉村	312石5斗5升2合	林肥後守, 松平大蔵少輔, 杉浦弥市郎, 近藤小膳, 戸田惣左衛門
番場村	305石5斗	内方鉄五郎代官所, 本郷大和守, 中山勝太郎, 戸田惣左衛門
瀬又村	324石9斗7升5合	本郷大和, 中山勝太郎, 桜井左太郎
中野村	101石7斗1升9合	天野権十郎, 河野権右衛門
高田村	213石3斗3升2合	本郷大和守, 中山勝太郎, 池田新次郎
高倉村	115石	戸田惣左衛門, 永見伊予守, 大河原源五左衛門
国吉村	248石4斗9升4合	森弥五郎, 高田元十郎
奈良村	100石	井上壹岐守, 青木猪之助
犬成村	240石	井上壹岐守
喜多村	174石	ゝ
大作村	65石7斗	河野善十郎
小田辺村	68石	井上壹岐守
葉地村	207石	井上壹岐守, 加藤伯耆守
古都辺村	173石5升6合	林肥後守
荻作村	270石3斗6升	朝比奈三郎兵衛, 林肥後守, 朝岡新之助
久々津村	62石	鈴木帯刀, 鈴木松之助
神崎村	70石	鈴木松之助
板倉村	176石	春田猪之助
金剛地村	319石	安藤織部, 石谷十蔵

市原市中野 塙善雄家所蔵文書 注17参照

石高・支配は『改訂房総叢書第5輯』所収の「上総国村高帳」による（寛政5年）。

訴訟側は潤井戸村名主豊吉で、訴えられたのは表2の潤井戸村組合一覧表のうち、板倉村と金剛地村の二か村を除いた一九か村である。

潤井戸村の申立によると、訴訟に至る直接の原因は城米輸送に対する助合村の対応が従来からの仕来りを破ったことにあるが、実質的には継場である潤井戸村の負担を少しでも軽減し、助合側に負担を拡散することにあつた。

潤井戸村は近年諸家の通行が増大するのに対し、利益となる物資運搬は脇道を通ってしまうようになった。そこで潤井戸村は組合村へ対し、人馬の継立を六地藏村・長柄村のごとく先触のあつた人馬については、すべて組合村で負担をしてくれるように掛合を行った。この掛合の最中に城米輸送の時期になり、従来通り高百石につき人足三人を割宛てたところ、板倉村と金剛地村は人馬及び宰領共に提出したが、その外の組合村は宰領人足を出さず、諸経費の支出をも拒否した。

一方相手側の返答は、潤井戸村は天保四年（一八三三）に高役による人馬継立に関する負担が認められたが、これは潤井戸村内部のことであるのにもかかわらず、高役負担を組合村にも適用しようとしている。諸経費の支出にして

も潤井戸村で処理すべきものを、高役として負担を組合村にかけるようになっていた。

宰領の件は天保一二年六月に一方的に潤井戸村より触れてきたものであるが、やむなく納得したものである。この時より鷹場関係者の通行に関する入用帳を年番の村方に控置くことになった。しかし帳面の記載内容に得心のいかないところがあり、潤井戸村へ対し各種帳面の提示を求めたが拒否された。

さらに火付盗賊方より囚人御預けの際も多くの番人足を触当ててくるなど、組合村に対し多くの負担をかけてくるようになった。

人馬継立の範囲についても継越をさせられている。潤井戸村は浜野村まで継立をするのが原則であるが、曾我野・泉水村までも継越をさせられている。

以上が組合村が不満とするところであるが、濟口証文によると潤井戸村の人馬の継立は次のように行われていた。

従来の継立

○人馬勤方は馬一疋・人足二人と定める。(これが潤井戸村の常備人馬のことをさすのかは定かでない。)

○人足七人までは潤井戸村が勤め、八人以上は組合村に充当する。次に争点の一つであるが、従来からの仕来りとして、助合村は提出人馬に宰領を付き添わせる。

○城米は高百石につき人足三人の割合をもって充当する。
新規の人馬継立

○潤井戸村の立人足は日々三人五分とする。それ以上は組合村にて勤める。

○組合村から人馬を提出する際、宰領として村役人が一人宛付添う。

○先触持・小廻(原本虫損)草刈人足及び先触のない急人馬などは潤井戸村が負担する。

○囚人番人足・白牛・野馬(白牛と野馬は峯岡牧の関係である。う。)宿泊の際の番人足は潤井戸村にて三分、組合村にて七分の割で負担する。

○継立人馬の継越の件は、大多喜藩主と一宮藩主の通行の時に限り浜野村を継越してもよい。

○御用通行による休泊の足銭は一人一泊につき銭二〇〇文宛二六か村へ割宛てる。これについては「同様相心得」とあるから、大多喜・一宮両藩主の通行時とも受け取れる。また二六か村については不明である。

○天保一三年における城米継立の節、組合村が運送をせず、潤井戸村が立替えた一五〇俵分の雇人足銭は、一駄につき八四文計六貫八六六文であるが、これについては結着済である。

○年貢米輸送については従来通りとし、高百石につき馬□疋の割とする。(馬の頭数は判読し難いが、従来の規定では人足三人となつてゐる。)

以上のように継立人馬の負担に関する潤井戸村側・組合村側の規定が新たに設けられたが、従来の規定と新たに決まつた人馬継立負担の内容を比較すると、従来の規定はあまりにも簡単なものである。これは慣例的に行われてきた人馬継立が、海防政策などにより公用通行が増大してきたため継立量が増加し、継立に関する負担方法について新たに見直さざるを得ない時期に来ていたためである。

宿駅に対し、助郷人馬を提供することを義務付けられた村を助郷村と呼ぶが、脇往還にあつては交通の拠点となる継場に対し助郷人馬を提供する村を、助合村と呼ぶ場合と、そうではない場合とがあつた。

本稿では継場へ人馬を提供することを「助郷」ではなく「助合」と記してきたが、ここで「助郷」と「助合」について触れておきたい。脇往還においては、助郷を助合と称している場合がほとんどである。これについて黒羽兵治郎氏は次のように述べられている。⁽¹⁷⁾

之を要するに助合制度は或る意味において助郷制度の原始的形態である。両者は時を同じうして行はれたものであり、従つて時間的にかゝる関係を有するものとは称し得ないが、其の實質

より見るときは正しくかゝる関係に立つものであらう。之を別個の方面より言へば、助郷制度は五街道地方における助合制度であり、助合制度は脇往還地方における助郷制度である。かくの如き両制度を何故に一は助郷制度と言ひ、一を助合制度と称したかの理由に至つては全く不明といふの外はない。(中略)
敢て之を推測するならば、かゝる名称は、全く助合村の人馬負担を分担する精神が相互救援にあるべきところから来たものと考えられる。

以上のように黒羽氏は五街道では助郷、脇往還では助合と称されていることを指摘されている。また「助郷」と「助合」の両者が何故に存在したかは不明であるとしておられる。

助合の語句がなぜ発生したかは今尚明らかにはないが、助郷は五街道とするならば、助郷制度は幕府が一定の時期に定めたものであり、助合は領主が設定したり、継場と慣行として人馬を提供してきた村との間の対立を経て成立したものであり、一律に設定されたものではない。いずれにせよ助郷と助合の両者が存在したことは事実であり、助合は脇往還における呼称であつたことから、本稿においては「助合」の語句を使用したわけである。但し本稿で引用した嘉永四年一〇月に八幡村が岩本大隅守に提出した願書には助郷とある。

さて潤井戸村においては、助合人馬を提供する村を「助合村」とは呼ばずに、「組合村」と称している。この組合村とは「助合組合村」を指すものではなく、下総から上総にかけて編成されていた「五郷組合」⁽¹⁸⁾の連合体を指すものである。両総の継場の多くは五郷組合より助合人馬の提供を求めていたが、五郷組合も房総往還のように公用通行による負担が大きい地域では、五郷組合が助合村としての性格を強め、諸史料にも助合村と書かれる場合が多く、継場によつては助合村も定助合・大助合に分化する所もみられる。

一方潤井戸村の場合、助合人馬を負担する母体の名称は組合村であり、助合人馬負担は各種負担の一つ——といつても近世後期における最大の負担は助合人馬の提出であつたらう。——として把握されていたのである。

(三) 鷹場関係役人の通行

本来鷹場関係役人の通行も公用通行の一環として把握すべきであり、前章において述べるべきものであるが、継場によつては厳密ではないが鷹場関係役人の通行と、他の公用通行を切り離して考えている場合が多くみられる。

それは第一に鷹場関係役人の通行に係る負担が他の公用通行と比較すると、継場及び助合にとつて大きな負担になるためである。第

二に交通等の役負担をする組織と、鷹場関係役人の通行を負担する組織が異なる場合がしばしばあるため、当然のことながら一般の公用通行の継立とは区別される。

潤井戸村においても鷹場関係役人の通行は他の公用通行とは区別している面が強い。また潤井戸村の助合負担の母体となっている五郷組合は、本来どのような目的で組織されたものかは不明であるが、結果として諸役人負担の組織としても機能していた。さらにこの組織が鷹場関係の諸負担を果すためにも利用されていたため、鷹場関係役人の通行と他の公用通行は区別されていた。

以上のような理由から、一般の公用通行と重複する部分はあるが、鷹場関係役人の通行については取りあえず一般公用通行とは区別して述べてみたい。

天保九年（一八三八）七月の「御鷹匠一件組合村々役人連判写」⁽¹⁹⁾に、享保期より天保期に至る潤井戸村の鷹場関係役人の通行に関する負担について略述されている。これによると、冒頭「享保四年亥四月中関東七州江三ヶ条之以御定書被 仰渡候、」とある。則この御定書により、享保元年（一七一六）に再興された鷹場制度による負担が、具体的にこの地方にも掛ってきたということであろう。しかし享保四年にこのような定書が発行された様子はなく、享保三年七月に次のような書付が関東七ヶ国に向け出されている。⁽²⁰⁾

享保三戌年七月二日御書附

一 御鷹御用ニ付、在郷へ御鷹匠罷越候節、御用之人夫差出候外者、諸入用面々自分私に致候筈之間、飯料薪油等不及言、当分之軽き事共迄も、少も馳走ケ間敷儀致間敷候、或者諸道具以下ニ至迄も、若入用にも候半哉与、兼而用意致候儀を堅致間敷候、且又商物之直段等も、常式に不相替売らせ可申候、惣而何事も常ニかはり取繕ひ候儀を致し、後々相知候ハ、名主組頭曲事たるべき事、

一 諸弘無滞相済候ハ、委書立、名主組頭宿主手形差出可申事、

右之趣、急度相守候様に、武蔵・相模・上総・下総・下野・上野・常陸此七ヶ国在々所々へ可申付候、御用之儀与存、此上若何に而も馳走かましき儀用意致させ候ハ、御代官地頭まで可為越度事、

以上

戌七月

右の内容からみて、享保四年四月の御定書とは享保三年七月のこの書附のことを指すものである。鷹場関係役人の通行に関する負担は享保一三年までは潤井戸村一村で処理してきた。しかし次第に一村による賄いは困難になり、村々（五郷組合の連合体カ）へ相

談しこの頃より鷹場関係の負担を組合村もするようになったようである。鷹場関係役人の通行に関する負担に就いて、元文三年（一七三八）七月、宝暦三年（一七五三）七月、同八年七月にそれぞれ潤井戸村と組合村側の間で一札が取り交わされているが、「享保年中ハ文化年中迄ハ年々御出ニハ無之、中ニハ天明之頃ハ寛政之度迄長休ミ等有之、其後ハ年々同様被遊御出役、」ということ、この地域における鷹場関係の負担が増大するのは文化期以降のことであった。この結果潤井戸村と組合村の間で負担をめぐっての対立が生じるようになり、特に天保期が両者の対立の激しかった時期のようである。

天保六年（一八三五）八月の「御鷹匠一件済口証文写」⁽²¹⁾によると、潤井戸村は古来より大小の百姓が「平役」で鷹場関係の諸役を負担してきた。しかし天保四年凶作のため新規に高役による負担を願ひ出て許され、組合村に対しても以来村方会所で召使う人足や「宿亭主代」まで賃銀に換算し、負担するよう通知している。先にも少し触れたが、潤井戸村は自村内における負担方法を高役に切替えたのに伴い、それを組合村にも適用しようとしたわけである。この結果組合村の中でこの訴訟に加わっていなかった国吉村と金剛地村が扱人となり、次のような取り決めがなされた。

一 此度扱人共立入、双方へ申入候者、一昧組合村々之義者、一村

同様相互ニ実意ヲ以示談肝要ハ勿論ニ御座候、右相談節村役人共心底を察考致候得共、新規之割合ニ付当惑ニ紛揆摺ニおよび兼候義を、潤井戸村ニ而者承知与心得事柄行違ひ、相互弥増憤合、当御用後早々出訴ニも相成、旧来之好ニ事変り、莫太之金銀無益之出入費、向後不中ニ相成り、其上奉対御公辺一同恐入候義、依而者双方懸合中憤合、其外心配費候金子訴答ニ見競、金拾五両宛ツ合テ金三拾兩扱人ニ免し貫請度、左候得者右金子を融通廻し、利銀を以会所入用買入丈之貫錢、潤井戸村役人中江扱人より相渡、尚又残利銀元金直し、凡拾ヶ年程も相立候ハ、品ニより元金丈ニも相嵩可申、左候得者出金丈ハ元分へ割返、元金三拾兩利下致、其節之振合ニ応シ右為手宛永相談之上積置申度、尤宿亭主之義失費ニ付、潤井戸村ニ而も相止申度段申候ニ付、是ハ相省候積り、其外会所入用帳申争之義者、村々より古来一兩人宛も出勤致候例も有之、自今共年番ヲ立、一兩人宛も出勤致、万事候者勿論、当入用帳年々一冊宛調置候ハ、疑惑茂無之、其外是迄行違ひ申争ノ廉ハ扱人貫請、双方懸合方行届、然上ハ前書出金三拾兩之義ハ双方より拾五兩宛、何れニも扱人之意ニ任出金致候筈ニ議定、其外右一条ニ付、重而双方無申分熟談内済仕候、依而為後日一札如件、

天保六乙未年

八月日

これによれば、潤井戸村・組合村の双方より金一五両宛、計三〇両を徴収し、これを融通回しして利銀を会所入用金とし、会所経費は扱人が潤井戸村の役人に渡すこととする。利銀の残りは元金に組み入れておけば、一〇年程で元金程度の額に達するであろうから、その時は出金分を出金者に返済する。以降の利銀は利下げまたはその時の状況により積立てておくこととする。これにより財政面を確保し、出費を押さえるために、「宿亭主」を中止することになった。諸経費の支出等については潤井戸村に限らずどこでも問題となるところであるが、今回の取決めにより従来にも例があるということ、これより年番を立て一兩人宛会所へ出勤し入用帳を調べれば疑惑の生じることなからうとしている。

当然のことながらこの時の取決めにより業務が円滑に進んだわけではなく、入用帳の疑惑や三〇両の運営をめぐる組合村と潤井戸村との間に再び対立が生じ、天保九年七月に先にも述べた「御鷹匠一件組合村々役人連判写」⁽²²⁾が作成されたわけで、これにより次の五か条が取決められている。

一積金六拾兩年々壹割為利足金六両ツ、右遺払之義潤井戸村江高割助合として年々金貳両ツ、組合村々ニ而ハ宿礼助合

として金貳両ツ、積金之義ハ一駄組合一同惣高割ヲ以終会迄懸濟候ニ付、余分之高□□依之会所御用懸之内江金貳両ツ、都合金六両ツ、年々遣払候筈、然ルニ扱人ハ頼入候は、其外相払申度場所も有之間、右歩合老割半ニいたし度旨、双方へ是ヲ頼ニ付任其意、依而増利金三両有之内、貳両は御用中潤井戸村役人并惣代之者諸入用ニ渡之、残而老両ハ会所御用懸入用之内江増金仕候筈取極メ申候事、

一 御鷹匠様方御賄中人足は勿論、村役人たり共猥リニ酒ヲ不可吞、猶又賄人内役人足野歩□□勤方之義万事相弁へさせ差出可申之事、

一 御鷹匠様方不及申、下々之衆たりとも立腹之節ハ、人足は勿論、村役人ニても猥リニ一存ヲ以請答不申、其品ニ寄神妙に申訳いたし、御聞入無之候ハ、早々会所へ申入、取斗ヒヲ請可申事、

一 木賃水部証文面之義一汁一菜之外酒肴ハ勿論、何ニても馳走ケ間敷義ハ決而不仕旨ニハ候得共、御公人様之御義ニ候得者、酒肴万端其時宜ヲ見斗ヒ、会所役人中相談之上取斗ヒ候間、依而ハ一村限り勝手我儘之取賄ひいたし、外村々へ難義ヲ懸候儀有之候而ハ不宜、已来次第不同之取斗ヒ等決而仕間敷事、一 御鷹匠様方御逗留中、餌取屋衆・小者衆其外□□分迎表向御

□□所無之、御増人有之、酒肴ヲ好、種々六ヶ敷申聞賄村及難儀候義迄有之候得共、近国冥加役と差心得可相勤□御公役之御義ニ候得者、随分大切ニ取扱、品能申訳いたし、成丈の品ヲ以有メ置、其上不法不筋申募不得止事候ハ、会所迄申出取斗ヒヲ請可申、尚又右之方々出立之砌、木賃等貫請度分申聞候ハ、品能遣可申候、右ヲ拒候村方ハ、是迄種々之難題被申懸、数度及難義候、右丈之義ハ心能差遣、首尾克御用向勤切可申候事、

右五ヶ条之儀ハ、村々役人共一同出会相談之上取極候義ニ而、小前末々ニ至まで不洩様相心得させ、御鷹匠様御逗留中御用大切ニ相勤可申候、万々一重キ御公役ヲ輕し、不調法之義出来、右一条ニ付諸入用出払之節取斗ヒ候義ハ、右不調法ニ落入候村方ハ一同之入用差出させ候筈、併年来ニ見競候得ハ、下々之衆非分之ため難渋いたし候村方も有之、已来右駄之儀有之候節ハ不及是非、御用人之名前ヲ印置、及数度候上ハ其御筋様江御注進申上候筈、尚又御鷹匠様とて稀には非分之御取斗ヒも被成候哉、万々一右駄之義ニ付難義致候村方之義ハ、都而会所役人中迄申出、取斗ヒヲ請可申、其節々御非分之義ニ相違無之、及迷惑其上諸雜費ヲ遣難義候村方ハ、組合一同惣高割ヲ以助合候筈、已来ハ邪正不取失様、相

互ニ御用向大切ニ相守候筈、一統取極メ申候、依之為後日村々役人とも連判之為取替規定仍而如件、

天保九戌年七月

組合村々役人連判

本書へ潤井戸村・国吉村・永吉村ニ有之事、

以上の五か条をまとめてみると、

①第一条は六〇両の積金の運営についてである。初め積金は三〇両であったが、これでは不足であつたらしく、その後さらに三〇両が追加され、六〇両の利息六両は次のように配分されていた。

二両 潤井戸村へ高割助合として、

二両 組合村々にては「宿礼助合」として、

二両 会所御用懸り経費に、

以上の配分の意味が少々判りかねるところもあるが、六両の利息では不足であることから、利息は一割五分とし、増収分三両の内二両は御用中潤井戸村役人ならびに惣代の者の諸入用に宛て、一両は会所御用懸り入用に宛てることになった。

②鷹匠の世話をしている間は、人足・村役人共に酒を呑んではいけない。恐らくこれは鷹場関係役人等とのトラブルを防止するためであろう。

③鷹匠方といざこざを起してはならない。無理な要求があれば受け答えせず、神妙に申訳し、聞き入れられぬ時は会所へ申し入れること。

④鷹匠等は一汁一菜と決まっているが、酒肴万端については会所役人の方で考える。一村の考えで勝手に対応したのでは他村に迷惑をかけることになってしまう。これは一村が派手な振舞いをする、他村もそれにならわなければならず、負担が増大してしまうためであろう。

⑤鷹匠一行の中には公用にて賄う筋ではないものもある。すなわち単なる増人である。彼等は酒肴を好み、難しいことを注文するが、「近国冥加役」と思つて勤めるようにすること。余程の時は会所の指示を受けること。尚出立の時木賃銭など幾許かの金子を要求した場合は「品能出可申候」としている。本稿では鷹場関係役人という表現をしたが、彼等一行がすべて「役人」であつたわけではなく、役人の手限りが雇われたような者もいたわけである。

右の五か条については組合村の役人一同相談の上取り決められたが、この外に不調法が生じた場合は、不調法を起した村がそれに要した経費を負担すること。鷹場関係役人の内で下級の者の非分により難渋した時は、その者の名前を記しておき、非分が何度か行われ

た時はその筋に注進すること。鷹匠も稀に非分なことをするが、この場合も会所の指示をうけ、鷹匠の非分に相違がなければ諸雑費は会所が負担する。さらに苦勞した村へは組合村一同総高割で助合をすることが決められている。

鷹場関係役人の通行に関しては、一般的な公用人馬継立の負担とは異なる組合村が組織されていることが多く、この場合当然のことながら鷹場関係役人の通行は他の公用通行とは別扱いされるが、こうした組織の問題とは別に、これまで述べてきたことで明らかかなように、鷹場関係役人らが余りにも横暴を振り、村方に無理難題を要求するため、他の公用通行とは別途の対策を考えざるを得なかったのではないだろうか。

鷹場関係役人の通行は農民側にとってはマイナス面のみであったが、幕府にとっては結果として脇往還の継立組織を維持するものとして機能していたといえる。——鷹場関係役人の通行を負担する組合と、一般公用通行を負担する組合とは村の編成に若干の相違がみられるという矛盾はあるが。——公用通行のほとんどないような地域においても、鷹場関係役人が年に一―二回通行することにより人馬の継立や宿泊を経験し、常にある程度の公用通行を処理する機能を維持させることができたわけである。

おわりに

筆者は従来房総における幹線交通路を、船橋から木更津を経て館山方面に達する房総往還とし、これに対応する幹線道路を大網辺りより茂原を経て安房方面に達する外房往還（仮称）と考え、房総往還と外房往還を結ぶ街道を土気往還——実質的には土気往還も外房往還の一部——であるととした。

しかし伊南往還を調査していく過程において、房総往還が海岸沿を通っていることから、外房海岸と平行に走っている外房往還をも房総の幹線道路と、短絡的に位置付けてしまったことに気付いた。

房総往還は幕府の制度からみた場合、参勤交代の大名・峯岡牧の役人、さらに近世後期に至っては海防のための通行路として機能したし、内房Ⅱ江戸の守りの地でもあった。さらに房総往還の継場は陸上交通路としての要地であると同時に、海路江戸へ物資を運ぶための、または江戸から物資を運び入れるための拠点でもあった。

下総南部から上総にかけての物資の流れをみると、この地域の物資は内房に集荷され、そこから海路江戸に向ったわけであるから、房総往還と外房を結ぶ街道が房総の街道を研究するさいのポイントとなるわけである。外房往還は外房における物資集荷地へ達するた

めの道として位置付けることができ、外房往還を最初から一本の幹線交通路として把握してしまうことは、房総の特質を見誤ってしまうことになる。

先に発表した拙稿⁽²³⁾において、茂原・高師を土気往還から外房往還の流れの中で考えたが、茂原・高師は当然のことながら伊南通往還の継場、物資集散地として扱えなければならない。

註

- (1) 外房と内房を結ぶ交通路について述べたものに、荒居英次著『近世日本漁村史の研究』昭38、新生社、拙稿「近世上総における交通の開闢」(豊田武編『近世の都市と在郷商人』昭54、巖南堂所収)、古川力「九十九里浦の干鰯陸送と東金街道」(千葉真郷土史研編『房総漁村史の研究』昭58、千秋社所収)などがある。
- (2) 茂原市史編纂委員会編『茂原市史料第三十輯』本書は内部資料として作られたもので孔版である。
- (3)・(4)は(2)と同じ。
- (5) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典12千葉県』昭59、角川書店
- (6) 長柄町史編纂委員会編『長柄町史』昭52、長柄町役場、四一四頁
- (7) 同右同頁。
- (8) 注(2)に同じ。
- (9) 慶応大学所蔵文書
- (10) 茂原市史編纂委員会編『茂原市史料第二十三輯』
- (11) 同右 第二十一輯
- (12) 同右 第八輯下
- (13) 市原市中野 塙善雄家所蔵文書
- (14) 大村進編『武州岩槻藩大岡家史料』昭50、岩槻市教育委員会

- (15) 市原市中野 塙善雄家所蔵文書
- (16) 同右

〔表紙〕
天保十三壬寅年

潤井戸村 濟 口 証 文 写
組合一件

八月日 中野村
名主 長右衛門

差上申済口証文之事

一阿部駿河守領分森信八郎知行所上総国市原郡壬井戸村小前役人惣代阿部駿河守領分訴訟人名主豊吉々、筒井紀伊守知行所同国同郡下野村名主清左衛門外六拾四人相懸り難渋出入、去丑年二月中佐橋長門守様御勘定御奉行所御勤役之節奉出訴、当三月二日御差日御尊判頂戴相附候処、御同人様御伝^(先カ)付、跡部能登守様御引渡ニ相成、相手方々茂返答書差上、当時御吟味中ニ御座候処、今般懸合之上熟談内済仕趣意左ニ奉申上候、

一訴訟方ニ而申出候ハ、村高四百七拾六石五斗余房総筋往還継場ニ而、近郷無類極難渋之村方、追々人少困窮陥り、人馬勤方之儀モ馬老足・人足式人卜定、相手村々□同郡板倉・金剛地村式々村加□合廿式ヶ村当村々組合右村々惣高四千六百六拾石余ニ而、元来当村々助合来人足七人迄之分当村ニ而相勤、其余八人々之分ハ前書組合村々々々觸当、人馬遅参不参并取締之ため、村毎役人之内言人宛ッ辛領為附添相勤来候処、近年諸家様方御通行多分相成り、殊ニ当村継場・六地藏・長柄山振合とも出人馬多、其上□助潤ニ可相成荷物ハ不残脇道ヲ継通、継場助成追々手薄ニ相成、難義仕候ニ付、前書六地藏・長柄山両村之通り御□觸有之候人馬、以来組合村々ニ而□合與候様懸合ニおよひ候内、羽倉外記様御代官所同国殖生郡・夷隅郡村々より□納之御城米御継立ニ付、古来仕来通り高百石ニ付

人足三人之割合ヲ以組合村々々触当候処、板倉・金剛地両村□可相心人馬宰領共差出し、相手之内□御宿宰領人足不参いたし、其外出銭之砌り金子・宰領共差出し不申、弥以御□御差支ニ相成、難義仕候間、六地藏・長柄山順村振合之通り御先触有之、人馬組合村々ニ而相勤、御城米之義ハ古来仕来り□割合□相勤候様被 仰付□其外品々訴□相手方ニ而組合廿三ヶ村有之、潤井戸村人馬遣払不足之分都合来候処、拾ヶ年以前巴年新規高役願□聞濟ニ相成候趣ニ而、潤井戸村御用□組合村々高割致し候間、其旨可相心得旨、天保五年翌年七月中御鷹匠様御宿請□為申聞、其後御用濟出銭之砌り、割合取立組合村ニ而人足銭差出候例無之差違、扱人立入種々懸合中、猶御鷹匠様御出役前々指懸り差支出来候而、恐入、夫々勤方之義ハ議定為取替、一躰□潤井戸村高役願濟之義、同村限り之事ニ而、助郷村々々高役可相懸筋も有之間敷、勝手佩之取斗方ニ候得共、穩ニ事濟候ヲ專一ニ勤弁仕、其節より御鷹匠様御入用帳年番之村方□扣置候様相成候処、諸之帳面之内難心得廉有之、壬井戸村之儀も親郷ニ而、記帳等も可有之□帳面見鏡度申込候得共、相紛らし為見届ケ不申、都而高役後引統混雑紛し□而、人馬触当之儀も追々相嵩、去々子年中火付盜賊方より囚人御預ケ有之候節ハ、一昼夜村役人付添、番人足□十八九人ツ、日数三十日余為差出、御城米相込候時節ニ而、相手之内国吉村々数日打統人馬触当相嵩候ニ付、組合村ニ而廉々相心得申度、壬井戸村へ懸合候而も取留候義も不為申聞、去去年六月中諸人足新規宰領被相触難義仕、先例無之相止只候様懸合候処、親郷ニ対し差当ケ間敷義申候上も、尚更宰領触当不当之挨拶、同年十一月ニ至り、御城米ニ付宰領付添候様、難儀之趣懸合候得共、一切不聞入訴訟人豊吉宅々白濁を張、村役人例席ニ而村々役人共ヲ土間居置、追而其筋へ申上候間、後悔致間敷杯、其外悪口雜言取交、□付人馬無抛引連罷帰り候程之義、其節訴訟方御地頭所様御用役御在出中ニ付、右次第申立候処、御談し有之、古来之通り

人馬差出候義ニ付□差滞義無之旨書付差出、其後潤井戸村問屋清左衛門門参会触来り候間、村々役人□出人馬差出筈、猶駄賃銭請取印も差出筈、新規義ヲも取極繼送致、猶又壬井戸村々浜ノ村迄継場之処、曾我野・泉水村迄も為繼越、其外諸□御休泊入用□廉合不相分候出銭も被取立、問屋問屋場日々帳御休泊入用、其外先触帳共承知仕度及懸合候得共、一切為見不申、品々疑敷取斗向等押隠し、相違之趣意書筋奉訴候ハ難心得旨申立、御吟味ニ御座候処、厚御利解被 仰聞、潤井戸村立人足日々三人五分ツ、相勤、其余□人□組合村々ニ而相勤、且宰領之義も都而組合村々□ケ村役人壹人ツ、潤井戸村迄附添可申候、尤前後□附添不及、御先触持并小廻□草刈人足等之義も、壬井戸村引請相勤候筈、先触無之急人馬之義も、是又同村ニ而引請相勤候筈、囚人番(人)足并白牛・野馬御泊り番人足之義も壬井戸村ニ而三ト、組合村ニ而七ト之積、組合村々人馬浜の村々継越之義ハ、松平備前守様・加納遠江守様御通行人馬御継立ニ限り、御用御通行御休泊足銭之義も、御言人一泊リニ付銭式百文ツ、廿六ヶ村割合義も同様相心得、出銭役壬井戸村問屋場入用右三ヶ村、廿六ヶ村□壬井戸村□組合□五両ツ、助合候筈、去ル丑年御城米御継立之節、組合村不動之分百五十俵、右厘□壬井戸村ニ而一駄ニ付八十四文ツ之割合ヲ以立替置候銭六、八百六拾六文此節取引相濟、以来御城米御継立方之義ハ古来仕来之通り高百石ニ付馬一疋之割合ニ而、遅参・不参無之様□大切ニ相心得、壬井戸村并ニ組合廿式ヶ村大切ニ相勤候筈、勿論宰領之義も、外継立同様壬井戸村迄組合村々役人壹人限り□人宛□取極、一同無申分□御威光与難有仕合奉存候、然上も右□義ニ付、重而双方々御願筋毛頭無□為後証、連印濟口証文差上申処如件、

阿部駿河守領分
森信八郎知行所

上総国市原郡潤井戸村

小前役人惣代

駿河守領分

名主

訴訟人 豊

吉

近藤隼之丞知行所

同国同郡永吉村
拾九ヶ村惣代

名主

相手 多

助

戸田斧次郎知行所

同国同郡吉村

名主

相手 五郎左衛門

井上筑後守領分

同国同郡大成村

名主

相手 弥左衛門

御奉行所様

(17) 黒羽兵治郎著『近世交通史研究』昭18、日本評論社、第二章、助合制度試論より引用。

(18) 五郷組合については根崎光男「近世における郷組の存在とその意義」(『法政史学』31号、昭54) 拙稿「上総における組合村と交通組織について」(『市原地方史研究』9、昭53) を参照されたい。

(19) 市原市中野 塙善雄家所蔵文書

(20) 荒井頼道編・滝川政次郎校訂『牧民金鑑』下巻、昭44、刀江書院、四九三頁(原本の見出しは『牧民金鑑』第一七、御鷹場)

(21) ・(22)市原市中野 塙善雄家文書

(23) 注(1) 拙稿に同じ。

(本館歴史研究部)